

新型コロナウイルス感染症発生に伴う経済支援策

富谷市新型コロナウイルス感染症に係る富谷市出張販売促進事業

新たに飲食事業の出張販売をはじめの事業者へ 支援金を交付します

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う外出自粛要請等により、売上が落ち込んでいる市内飲食事業者のうち、新たに出張販売を行う事業者に対し支援金を交付します。

1 対象となる事業者

市内に飲食業を経営する事業所を有する中小企業者または個人事業主のうち、次のいずれにも該当する事業者。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年7月から令和2年12月までのいずれかひと月あたりの売上高が、前年同月と比較して20%以上減少していること。
- ② 令和元年分の確定申告又は住民税申告を行っていること。
- ③ 営む事業が風俗営業等に該当しないこと。
- ④ 交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること。
- ⑤ 市税等を滞納していないこと。
- ⑥ 令和元年12月末までに開業していること。
- ⑦ 役員及び代表者が暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧ 政治団体及び宗教上の組織又は団体ではないこと。

2 補助対象経費

令和2年9月17日以降に契約を締結した場合で、令和3年3月15日までに納入された以下に該当するもの

- ・ **車両費**：キッチンカーなどの飲食物提供を伴う出張販売用の車両購入及び改造に要する費用

3 支給額及び申請期間

支給額：補助対象経費の2分の1の額で上限50万円

申請期間：令和2年9月17日 から 令和3年2月1日 まで

4 申請の際に必要な書類

【交付申請】（提出期限：令和3年2月1日）

- (1) 富谷市出張販売促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 営業実態が確認できる書類（**原則、営業許可書又は確定申告書**，帳簿，営業日誌等の写し）
- (3) 販売対象経費の契約書又は領収書
- (4) 出張販売事業計画書（別紙1）
- (5) 宣誓書兼市税納入状況確認同意書（別紙2）
- (6) 新型コロナウイルス感染症に係る売上高等比較表（別紙3）
- (7) 売上高の減少が分かる書類

【実績報告】（提出期限：令和3年3月15日）

- (1) 富谷市出張販売促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）
- (2) 補助対象経費車両の納入写真
- (3) 契約書又は領収証の写し
- (4) 自動車検査証等の写し
- (5) 振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

5 手続きの流れ

- ① 上記『4 申請の際に必要な書類【交付申請】』を添えて，富谷市へ提出。
- ② 富谷市から富谷市出張販売促進事業補助金交付決定通知書により，交付決定を受ける。
- ③ 上記『4 申請の際に必要な書類【実績報告】』を添えて，富谷市へ提出。
- ④ 富谷市出張販売促進事業補助金確定通知書により、通知を受ける。
※ 各種申請様式は市ホームページよりダウンロードいただけます。

6 申請書類の提出方法

【提出方法】

- ① 郵送の場合
申請書類を下記の宛先に郵送することで，提出することができます。
- ② 持参の場合
申請書類を市役所庁舎内に設置する専用ボックスに投函することで提出できます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に、
ご協力をお願いいたします。

ブルベリッ娘とブルピヨ



【お問合せ先】 富谷市経済産業部産業観光課
〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地
電話：022-358-0524 FAX：022-358-2359
MAIL:sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp